

## 「R&D の資本化」に伴う特許等使用料の取扱い

### 1. 2008SNA の勧告概要

R&D の資本化に伴い、特許権（実体）は「R&D に体化したもの」、すなわち生産資産として扱われる一方、特許に係る使用料は、サービス支払（中間消費）か、資産の取得（総固定資本形成）に位置付けられる。

### 2. 現行 JSNA における特許等使用料の位置づけ

1993SNA において特許権を「無形非生産資産」として扱っていることから、現行 JSNA では、特許に係る使用料（以下、特許等使用料という。）<sup>1</sup>を財産所得のうち「賃貸料」の一部に含めている。このため、海外取引については、「国際収支統計」（以下、BOP という。）のサービス収支の一項目である「工業権・鉱業権使用料<sup>2</sup>」を、サービスの輸出入ではなく財産所得（賃貸料）の受払として扱っている。ただし、国内取引分は資料制約から財産所得に計上していない。

### 3. 次回基準改定に向けた対応の考え方とその課題

#### (1) 第 2 回研究会で示した事務局案の考え方

JSNA においては 2008SNA 対応の一環として「R&D の資本化」を行う方針であることを踏まえ、特許等使用料について、その産出やこれに対する支払と位置付ける必要性が高い。このため、第 2 回研究会では、以下の旨の事務局案を示した。

- 特許等使用料の受払（フロー）は、国内分は資料の制約により推計は行わず海外取引のみ推計する。海外勘定においては、BOP の取扱と整合的に、特許等使用料を財産所得の受払ではなくサービスの輸出入として記録する。輸入分については、国内では全て中間消費として扱う方向で検討。

表 1 特許等使用料（海外取引）についての JSNA と BOP の取扱い

	現 行	改 定 後
JSNA	財産所得（賃貸料）の受払	(対応案) サービスの輸出入 (輸入分は国内では中間消費)
国際収支 統計(BOP)	【BPM5 準拠】サービス収支 (工業権・鉱業権使用料)	【BPM6 準拠】(予定)サービス収支 (産業財産権等使用料 <sup>3</sup> )

<sup>1</sup> 特許権のほか、実用新案権、意匠権等に係る使用料を含む。

<sup>2</sup> 国際収支マニュアル第 5 版（BPM5）ベースであり、「特許権等使用料」の内訳。具体的には以下の受払からなる。(1)工業権所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の使用料、(2)鉱業権(採掘権、試掘権)の使用料、(3)ノウハウの使用料、(4)フランチャイズ加盟に伴う各種費用、(5)上記に準じる知的財産権の使用料、(6)上記(1)~(4)の権利に関する技術、経営指導料

<sup>3</sup> 国際収支マニュアル第 6 版（BPM6）ベースであり、「知的財産権等使用料」の内訳（項目名は仮称。以下同じ）。BPM5 ベースの「工業権・鉱業権使用料」のうち鉱業権使用料を除く範囲。

## (2) 上記(1)の対応案を具体化する場合の一案

### ① 財貨・サービスの供給と需要

(財貨・サービスの分類)

- ・「特許等使用料」に関しては、産業連関表部門分類及びこの基礎となっている日本標準産業分類には該当する分類がない。そこで、JSNAにおいて、「サービス業」の内訳として「特許等サービス(仮称)」<sup>4</sup>という新たな財貨・サービスの分類を立てる。

(産出)

- ・特許等サービスの産出額としては、国内向けは資料制約があるためゼロとみなし、BOPの「産業財産権等使用料」(BPM6ベース)の輸出額(X)を産出額とする。

(供給と需要)

- ・総供給は、輸出額(X)とBOPの産業財産権等使用料の輸入額(M)の和(X+M)となる。
- ・産業財産権等使用料の輸入額(M)は、国内での取扱いとしては、(1)の整理のとおり全額中間消費(M)とする(2008SNAを踏まえると、同輸入に対する支払が例えば複数年契約の下で定期的に行われる等の場合は資産の取得(そうでなければ中間消費)と扱われることになるが、BOPにおいてこれが中間消費か資産の取得(総固定資本形成)かを分ける情報がないため)。
- ・この場合、純輸出額(X-M)がそのまま名目GDPへの影響となる。直近では名目GDPの水準を0.3%程度押し上げると試算される<sup>5</sup>。

### ② 経済活動別産出額、中間投入、国内総生産

(産出額)

- ・特許等サービスを主産物とする事業所に関する統計がないことから、独立した経済活動別分類(例えば、特許等サービス業)は立てず、既存の経済活動が副次生産物として同サービスを産出するものと整理する。政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者による産出については、基礎資料の制約によりゼロとみなす。
- ・上記①の特許等サービスの産出額(X)について基礎統計(例:SRDにおける技術貿易(輸出)、経済産業省企業活動基本調査における技術取引(輸出))の産業別構成比を活用して、経済活動別産出額を求める(V表(経済活動別産出表)に追加)。

<sup>4</sup> 国際標準産業分類 (ISIC Rev4) は、特許等サービスは、大分類 N「管理支援サービス業」の一分類として定義されている。

<sup>5</sup> なお、名目 GNI(名目 GDP+海外からの所得の純受取)には影響ない。

図1 V表（経済活動別産出表）のイメージ図

財貨・サービス		特許等サービス	
経済活動			
(1) 農林水産業			
(2) 鉱業			
(3) 製造業			
：			
計		X	

(中間投入)

- ・ 上記①の特許等サービスの中間消費（M）について、基礎統計(例：SRDにおける技術貿易（輸入）、経済産業省企業活動基本調査における技術取引（輸入）)の産業別構成比を活用して、経済活動別中間投入額を求める（U表（経済活動別投入表）に追加）。
- ・ なお、各産業の特許等サービスの産出の源泉となる特許権等の取得に係るコストについて、例えば特許印紙の支払いについては、政府手数料（商品・非商品販売）の内数として、現行JSNAのU表に含まれている。その他の特許等サービスを産出するためのコストについても、現行のU表に含まれていると整理される。

図2 U表（経済活動別投入表）のイメージ図

経済活動		
財貨・サービス		計
：		
特許等サービス		M
：		
政府手数料 (特許印紙含む。)		

(国内総生産)

- ・ 特許等サービスを考慮した経済活動別国内総生産は次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{経済活動別国内総生産} &= (\text{現行経済活動別産出額} + \text{特許等サービス産出額}) \\ &\quad - (\text{現行経済活動別中間投入} + \text{特許等サービス中間投入}) \end{aligned}$$

### (3) 上記(1)及び(2)の考え方に係る課題

- ・ 特許等サービスの需要先について、1年以上生産に使用するものがあつた場合でも基礎資料の制約からこれらを総固定資本形成に計上しないため、GDPを過小評価する可能性がある。

- ・基礎資料の制約から、国内向けの特許等サービスを産出している産業の活動を捕捉できない（特許等サービスの国内取引がゼロと仮定）。なお、企業活動基本調査では技術取引の国内分も調査されているが、同統計は経済産業省所管産業のみを対象としており調査対象産業に偏りがあることや、これに関連して、同統計における海外との技術取引の額はBOPの対応項目の金額を大きく下回っていることから、カバレッジに制約があると考えられる。（参考1参照）
- ・特許等サービスの経済活動別の産出や中間投入を推計するに当たって、SRDの技術貿易と企業活動基本調査の技術取引の産業別構成比が互いに乖離しているため、基礎統計によって経済活動別国内総生産の推計が大きく左右されるという問題がある。
- ・現実には、政府や対家計民間非営利団体、家計も特許等を保有しているが、基礎資料の制約から推計が困難である。
- ・実質化には、特許等サービスについて適切なデフレーターを検討する必要がある。

以上のことから、

- ・特許等サービスについては、基礎資料の制約等により、産出額、需要先、経済活動別国内総生産を中心に推計上の課題が大きい。理想的には、日本標準産業分類で分類が設定され、国内取引を含めた一国全体の収入や産業別受取、支払を捕捉できる基礎統計の整備が必要。

#### 4. 上記を踏まえた表章の検討

- ・上記3.(1)で示した「事務局案」のとおり、特許等サービスについては海外取引分のみを捕捉することとし、BOPから得られる特許等サービスの「輸出入」について、国民経済計算年報フロー編の支出側GDP（主要系列表1）において新たにサービスの輸出入として計上する。一方で、財貨・サービスの供給と需要（付表1）及び経済活動別国内総生産（主要系列表3、付表2）においては、特許等サービス産出額や同中間投入額の経済活動別分割に際しての上述の問題に鑑み、「特許等サービス」（仮称<sup>6</sup>）に係る計数として、産出額＝輸出や、中間消費（投入）＝輸入の金額を、経済活動別に分割せず一括計上することを検討する。（表章のイメージについては参考2参照）

<sup>6</sup> 付表1、付表1、主要系列表3等における項目名は今後さらに検討する。

(参考 1)

### 特許等サービスの推計のための基礎統計の検討

現在、特許等サービスの取引を把握できる基礎統計は以下のとおり(表 1、図 1 参照)。

- ・国際収支統計(BOP)では、「工業権・鉱業権使用料」という項目で、特許等サービスに係る海外取引の総額を網羅的に把握できるが、産業別の情報がない。
- ・科学技術研究調査(SRD)では、「技術貿易」という形で、特許等サービスに係る海外取引を把握でき、BOP の工業権・鉱業権使用料の計数とも比較的近い一方で、調査対象外の産業があるほか、特許等サービスの国内取引が把握できない。
- ・経済産業省企業活動基本調査では、「技術取引」という形で特許等サービスに係る海外取引、国内取引、産業別、取引の内訳を詳細に公表しているものの、調査対象産業や調査対象企業規模が限定的であり、カバレッジに制約がある。また、調査対象の産業であっても、回答企業数が少ないため秘匿情報 (X) や 0 (-) で公表される産業があり、JSNA の経済活動別分類への組換えに課題がある。

表 1 特許等サービスに係る基礎統計の概要

基礎統計	統計の対象	特許等サービスに係る項目					
		公表項目名	内 容	内 訳 の 公 表	海 外 取 引	国 内 取 引	産 業 別 情 報
国際収支統計 (BOP)	一国のあらゆる対外経済取引	工業権・鉱業権 使用料 <sup>7</sup> (BPM5 ベース)	特許権、実用新案権、意匠 権、技術指導、鉱業権	×	○	×	×
科学技術研究 調査(SRD)	・調査対象産業のうち、資本金 1,000 万円以上の企業 ・調査対象外の産業の例(不動産 業、物品賃貸業、医療、対個人サ ービス)	技術貿易	特許権、実用新案権、意匠 権、科学技術の技術指導	×	○	×	○
経済産業省 企業活動基本 調査	・調査対象産業のうち、従業員 50 名以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業 ・調査対象外の産業の例(農林水 産業、建設業、物品賃貸業)	技術取引	特許権、実用新案権、意匠 権、著作権、その他 (ノウハウ、技術指導、商標 登録)	○	○	○	○

<sup>7</sup> 次回基準改定時においては、BPM6 ベースの産業財産権等使用料。本文の試算は、BPM5 ベースの「工業権・鉱業権使用料」を使用。BPM6 の産業財産権等使用料では、鉱業権使用料は除かれる。

図1 基礎統計別特許等サービス(輸出額)の比較

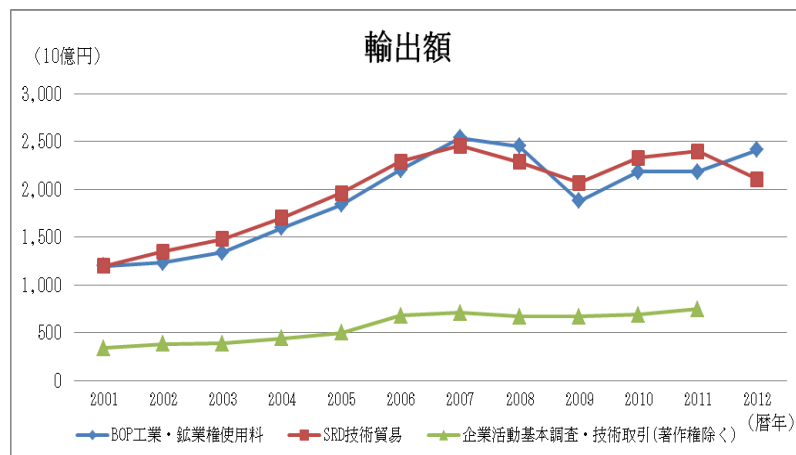
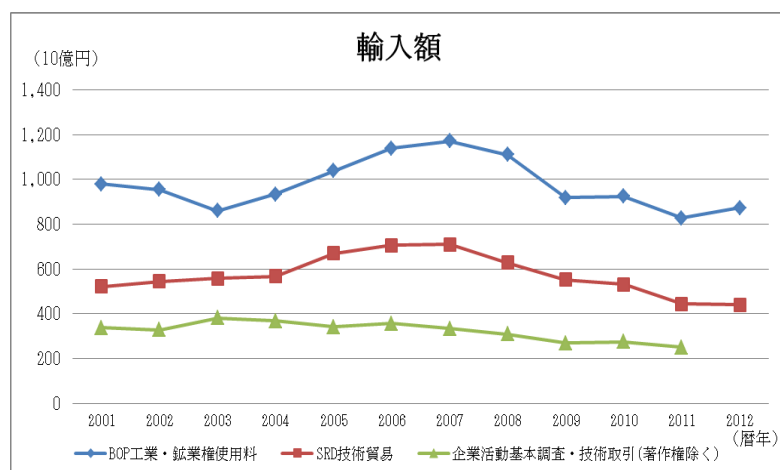


図2 基礎統計別特許等サービス(輸入額)の比較



※図1、2ともに、SRD及び企業活動基本調査は年度値を暦年換算することにより作成。

(参考2)

## 特許等サービスの一括計上のイメージ (案)

## 1. 財貨・サービスの供給と需要 (名目)

(単位: 10億円)

平成24暦年 (2012)

財貨・サービス \ 項目	供給			総供給 (需要計)	需 要 (購入者価格表示)					
	産出額	輸 入	運輸・商業 マージン		中間消費	政府現実 最終消費	国内 家計現実 最終消費	総固定 資本形成	在庫品 増加	輸 出
1. 産 業	719,782.2	79,014.0	106,422.0	910,920.8	432,331.9	0.0	307,058.1	102,788.9	-1,619.6	70,361.5
(1) 農林水産業	12,063.1	2,231.3	4,927.9	19,374.2	13,141.5	0.0	6,053.1	149.1	-39.1	69.6
(2) 鉱 業	830.9	23,524.2	2,588.2	28,704.8	28,566.2	0.0	0.5	-10.9	102.0	47.1
(3) 製 造 業	284,872.9	44,147.3	95,409.9	428,163.1	230,641.5	0.0	95,886.9	42,873.3	-1,701.2	60,462.7
(4) 建 設 業	54,827.8	0.0	0.0	54,827.8	7,622.2	0.0	0.0	47,205.5	0.0	0.0
(5) 電気・ガス・水道業	26,202.6	0.0	0.0	26,202.6	18,209.4	0.0	7,993.2	0.0	0.0	0.0
(6) 卸売・小売業	1,465.6	823.3	0.0	2,288.9	706.4	0.0	841.1	253.3	0.0	488.1
(7) 金融・保険業	33,289.7	830.9	0.0	34,120.6	17,416.5	0.0	16,023.4	0.0	0.0	680.7
(8) 不動産業	68,186.1	0.0	0.0	68,186.1	9,127.2	0.0	59,059.0	0.0	0.0	0.0
(9) 運輸業	25,166.0	3,039.4	0.0	28,205.4	12,677.5	0.0	11,481.2	0.0	0.0	4,046.6
(10) 情報通信業	47,988.2	789.8	3,026.1	51,808.0	27,574.9	0.0	13,822.3	10,043.7	15.7	351.4
(11) サービス業	164,889.3	3,627.8	470.0	169,039.1	66,648.5	0.0	95,897.4	2,274.9	3.0	4,215.4
2. 政府サービス生産者	62,882.5	0.0	0.0	62,882.5	2,175.3	39,588.1	21,119.0	0.0	0.0	0.0
3. 対家計民間非営利サービス生産者	15,865.9	0.0	0.0	15,865.9	27.6	0.0	15,838.3	0.0	0.0	0.0
小 計	798,530.6	79,014.0	106,422.0	989,669.1	434,534.8	39,588.1	344,015.4	102,788.9	-1,619.6	70,361.5
(控除) 総資本形成に係る消費税	2,647.6	0.0	0.0	2,647.6	0.0	0.0	0.0	2,721.2	-73.6	0.0
特許等サービス	2,412.5	873.5	0.0	3,286.0	873.5	0.0	0.0	0.0	0.0	2,412.5
合 計	798,295.5	79,887.5	106,422.0	990,307.5	435,408.3	39,588.1	344,015.4	100,067.7	-1,546.0	72,774.0

(注) ここでは、産出額・輸出、中間消費・輸入は、それぞれ国際収支統計の「工業権・鉱業権使用料」の受取、支払。

## 2. 経済活動別の国内総生産・要素所得

(単位: 10億円)

平成24暦年 (2012)

名目

経済活動の種類 \ 項目	産出額	中間投入	国内総生産 (省略)	営業余剰・ 混合所得
1. 産 業	826,204.2	409,481.2	416,723.1	90,650.8
(1) 農林水産業	12,106.8	6,376.7	5,730.1	1,238.5
(2) 鉱 業	719.2	413.0	306.2	-20.6
(3) 製 造 業	284,420.1	198,782.8	85,637.3	6,647.8
(4) 建 設 業	54,682.0	28,028.9	26,653.1	2,260.8
(5) 電気・ガス・水道業	25,045.2	16,961.4	8,083.8	-2,288.4
(6) 卸売・小売業	102,020.9	33,898.7	68,122.2	20,038.1
(7) 金融・保険業	33,347.9	11,788.8	21,559.1	6,605.1
(8) 不動産業	68,346.1	11,474.7	56,871.4	29,980.3
(9) 運輸業	40,554.5	16,877.8	23,676.6	-1,028.9
(10) 情報通信業	47,028.4	20,734.3	26,294.1	12,722.5
(11) サービス業	157,933.2	64,144.1	93,789.1	14,495.5
2. 政府サービス生産者	62,882.5	19,385.2	43,497.2	0.0
3. 対家計民間非営利サービス生産者	15,865.9	4,732.1	11,133.8	0.0
小 計	904,952.6	433,598.5	471,354.1	90,650.8
輸入品に課される税・関税	5,702.5	-	5,702.5	0.0
(控除) 総資本形成に係る消費税	2,647.6	0.0	2,647.6	0.0
特許等サービス	2,412.5	873.5	1,539.0	1,539.0
合 計	910,420.0	434,472.0	475,948.1	92,189.8

(注) 資料制約から、経済活動別に「特許等サービス」の産出額や中間投入を推計することが困難であるため、特許等サービスの経済活動合計の産出額 (=財貨・サービス別の同サービス産出額)、同サービスの経済活動合計の中間投入 (=財貨・サービス別の同サービス中間消費) 等を一括計上している。